

平成 26 年度
財政健全化審査
公営企業経営健全化審査
意見書

湯 沢 市 監 査 委 員

湯 監 第 60 号

平成27年 8 月24日

湯沢市長 齊 藤 光 喜 様

湯沢市監査委員 石 川 耿 一

湯沢市監査委員 伊 藤 祐 悦

財政健全化審査意見並びに経営健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、平成26年度の健全化判断比率、公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、結果について意見を提出する。

平成 26 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年 7 月24日から平成27年 7 月31日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準	平成25年度
① 実質赤字比率	0.00 %	12.64 %	0.00 %
② 連結実質赤字比率	0.00 %	17.64 %	0.00 %
③ 実質公債費比率	12.2 %	25.0 %	13.1 %
④ 将来負担比率	99.7 %	350.0 %	92.9 %

実質公債費比率については、平成26年度は12.2 %となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。前年度に比較して0.9ポイント改善しているが、これは、公債費に準ずる債務負担行為にかかる額の減が主な要因となっている。

将来負担比率については、平成26年度は99.7%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。前年度に比較して6.8ポイント上昇しているが、これは、標準財政規模算定における普通交付税額の減及び大型建設事業実施における地方債発行額の増が主な要因となっている。

これらについては、今後の環境変化に応じた将来推計の見直しが重要となってくるものであり、公債費のみならず広域市町村圏組合や出資法人への負担など将来財政を圧迫する可能性も見据えた将来負担の推移に留意するよう要望する。

平成 26 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年 7月24日から平成27年 7月31日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率は、次のとおりである。

区 分	平成26年度	早期健全化基準	平成25年度
① 湯沢市水道事業会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
② 湯沢市簡易水道特別会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
③ 湯沢市下水道特別会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %

いずれの会計にも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないが、経営環境は依然として厳しい状況であることから、今後さらに改善に努め経営の健全化を図られたい。